東栄町公共施設等総合管理計画

平成 29 年３月

東 栄 町

目次

第１章　計画策定の趣旨 1
　１．策定目的 1
　２．計画の位置づけ 2
　３．対象施設等 3
第２章　本町を取り巻く現状 7
　１．人口動向 7
　２．財政状況 8
　　（１）歳入の推移 8
　　（２）歳出の推移 9
　　（３）主な財政指標の状況 10
　３．公共施設等の現況 12
　　（１）築年別の公共建築物の整備状況 12
　　（２）耐震化の状況 13
　　（３）類型別保有状況 14
　４．将来の施設更新費用 15
　　（１）公共建築物 15
　　（２）公共建築物及びインフラ 16
第３章　公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針 17
　１．現状や課題に関する基本認識 17
　　（１）公共施設に対する町民ニーズの変化に即した活用 17
　　（２）公共施設の老朽化と安全対策 17
　　（３）公共施設にかけられる費用の限界 18
　２．計画期間 18
　３．公共施設等の管理に関する基本方針 19
　　（１）事業の選択と集中による公共施設の有効活用 19
　　（２）安全・安心な暮らしと、定住を促進するまちづくりに資する公共施設 19
　４．公共施設等の管理に関する実施方針 20
　　（１）統合や廃止の推進方針 20
　　（２）耐震化の実施方針 20
　　（３）点検・診断等の実施方針 20
　　（４）維持管理・長寿命化の実施方針 21
　　（５）安全確保の実施方針 21
　　（６）計画を実現するための体制の構築及び情報管理・共有方策 21

第４章　施設類型ごとの管理に関する基本的な方針 22
１．町民文化系施設 22
２．社会教育系施設 22
３．スポーツ・レクリエーション系施設 23
４．産業系施設 23
５．学校教育系施設 24
６．子育て支援施設 24
７．保健・福祉施設 25
８．医療施設 25
９．行政系施設 26
10. 公営住宅 26
11. 簡易水道施設・下水道施設 27
12. その他 27
13. 道路 28
14. 橋りょう 28
15. 簡易水道 29
16. 下水道 29
第５章　フォローアップの実施方針 30

第１章　計画策定の趣旨

１．策定目的

東栄町（以下「本町」という。）は、東は静岡県と接する愛知県の北東部の山間部に位置しています。面積は 123.38 平方キロメートルで、町域の大半が山林や原野で占められており、700ｍから 1,000ｍ級の山々が峰を連ねています。豊かな自然環境のもと、自然との共生により地域づくりを行っていますが、本町の人口は、昭和 40 年以降、継続して減少傾向にあり、平成 29 年１月１日現在 3,411 人となっています。他方、公共施設は地域住民のニーズに合わせ概ね増加傾向にあります。

現在、全国的にも公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっています。地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことが必要となっています。

本町では、公共施設を取り巻く現状や将来にわたる見通し、課題を客観的に把握・分析を行うとともに、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定め、財政負担の軽減及び平準化と、公共施設等の最適な配置を実現することを目的として、「東栄町公共施設等総合管理計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

２．計画の位置づけ

本計画は、平成 25 年 11 月にインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議で決定された「インフラ長寿命化基本計画」において策定を期待されている「行動計画」に該当するものです。記載する内容は、平成 26 年４月 22 日に総務省が策定した「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づいています。

本計画を体系図示する（位置付け）すると下記のとおりとなります。

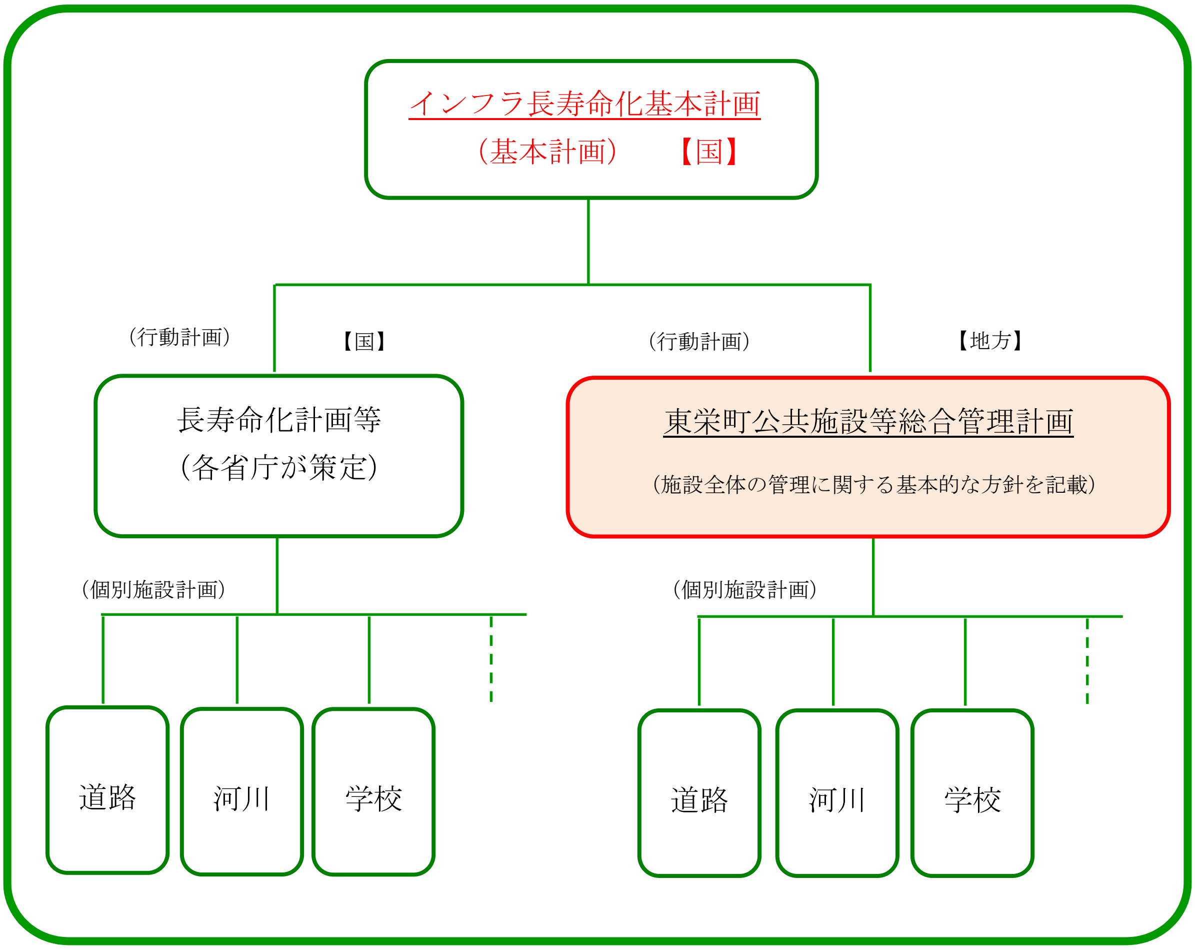

現在本町が整備又は整備予定の個別施設計画には次のものがあります。

① 公営住宅等維持修繕計画（平成 26 年２月策定）
② 東栄町公営住宅等長寿命化計画（平成 26 年３月策定）
③ 東栄町橋梁長寿命化修繕計画（平成 28 年 12 月策定）
④ （仮称）下水道ストックマネジメント計画（平成 29 年度策定予定）
⑤ （仮称）農業集落排水長寿命化計画（平成 29 年度策定予定）

３．対象施設等

本計画では、本町が保有する公共建築物、インフラを対象とします。

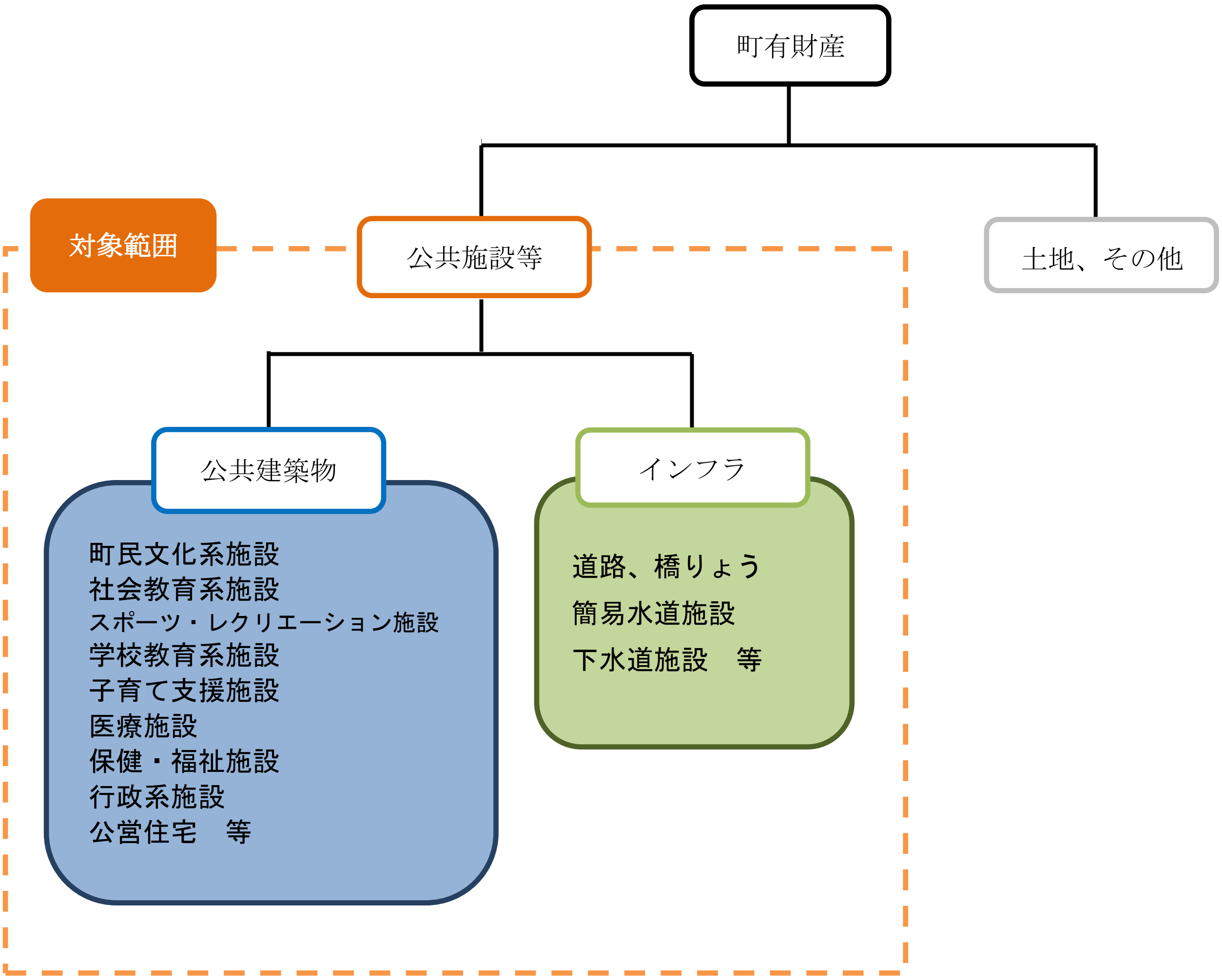

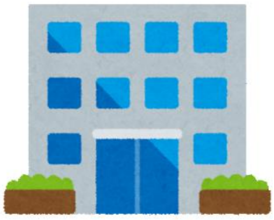

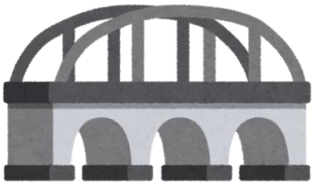

本計画において対象とする施設は 146 施設あり、総務省公共施設等更新費用試算ソフトの分類表を基に、以下のとおり分類しました。

大分類		中分類	施設数	延床面積（㎡）
公共建築物	**町民文化系施設**	集会施設	29	4,284
		文化施設	1	1,649
	社会教育系施設	博物館等	4	2,173
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	3	3,556
		レクリエーション・観光施設	12	8,584
	産業系施設	産業系施設	3	2,393
	学校教育系施設	学校	2	8,817
		その他教育施設	1	360
	子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	2	929
		幼児・児童施設	2	531
	保健・福祉施設	高齢福祉施設	16	3,347
	医療施設	医療施設	2	3,964
	行政系施設	庁舎等	1	2,291
		消防施設	15	1,746
		その他行政系施設	1	169
	公営住宅	公営住宅	13	7,020
	その他	その他	28	14,232
インフラ	**簡易水道施設**	簡易水道施設	6	1,126
	下水道施設	下水道施設	4	1,495
合　計			145	68,666

※延床面積が 50 ㎡以下の小規模な倉庫、便所等の一部は、上記施設に含めていません。
※同じ敷地内に複数の建物がある場合でも 1 施設としているものがあります。

施設分類毎の主な施設は、以下のとおりです。

分類	当該分類に含まれる主な施設
町民文化系施設	各地区集会所、生活改善センター 東栄町体験交流館のき山学校など
社会教育系施設	花祭会館、民芸館、ビジターセンター（博物館） 民俗館資料等収蔵庫
スポーツ・レクリエーション系施設	高齢者いきいき健康増進施設、東栄グリーンハウス 屋根付多目的広場、Ｂ＆Ｇ海洋センターなど
産業系施設	林業活動拠点施設（林業センター）、特産物加工施設 山村開発センター（産業会館）
学校教育系施設	東栄中学校、東栄小学校 学校給食共同調理場
子育て支援施設	放課後児童クラブ、本郷保育園、下川保育園 子育て支援センター（にこにこ広場）
保健・福祉施設	各地区老人憩いの家、高齢者生産活動センター 食生活支援センター、介護予防等拠点施設 結の里など
医療施設	東栄病院 東栄病院附属下川診療所
行政系施設	東栄町役場、新城消防署東栄分署 各地区消防団詰所など
公営住宅	金紫住宅、中設楽ハイツ、平井住宅、上大林住宅 奈根住宅、橋川住宅など
簡易水道施設	長岡浄水場、三輪浄水場、古戸浄水場、御園浄水場 東薗目浄水場など
下水道施設	東栄浄化センター、下田中継ポンプ場 川角農業集落排水処理施設など
その他	東栄町斎苑、東栄病院（職員用住宅）など 上記の分類にあてはまらない施設 旧東栄小学校、旧本郷校舎（本館）など 現在利用されていない施設

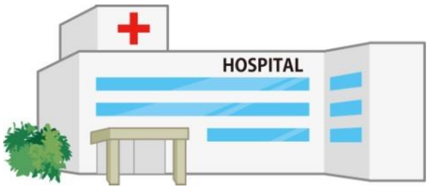

インフラの状況は以下のとおりです。

①道路

種　別	総延長（m）	面積（m²）
町道	161,611	626,043

②橋りょう

種　別	総延長（m）	橋　数
橋りょう	1,547	112

種　別	面積（m²）
PC 橋	999
RC 橋	1,828
鋼　橋	2,919
その他	102
合　計	5,849

③簡易水道

種　別	延長（m）
導水管	11,964
送水管	20,934
配水管	102,908
合計	135,806

④下水道

種　別	延長（m）
下水道	39,349
農排(月)	9,967
農排(川角)	5,171
合　計	54,487

第２章　本町を取り巻く現状

１．人口動向

平成 28 年３月に策定した人口ビジョンにおける人口推計では、人口は今後も減少し続け、平成 47 年には 2, 313 人程度と、現状の約３分の２になるとされています。

また、年齢区分別の人口推移では、特に生産年齢人口の減少が際立っています。

公共施設の整備や更新にあたっては、このような人口動態と公共サービスに対するニーズの変化を十分踏まえる必要があります。

■東栄町総人口・年齢区分別人口の推移（将来展望）

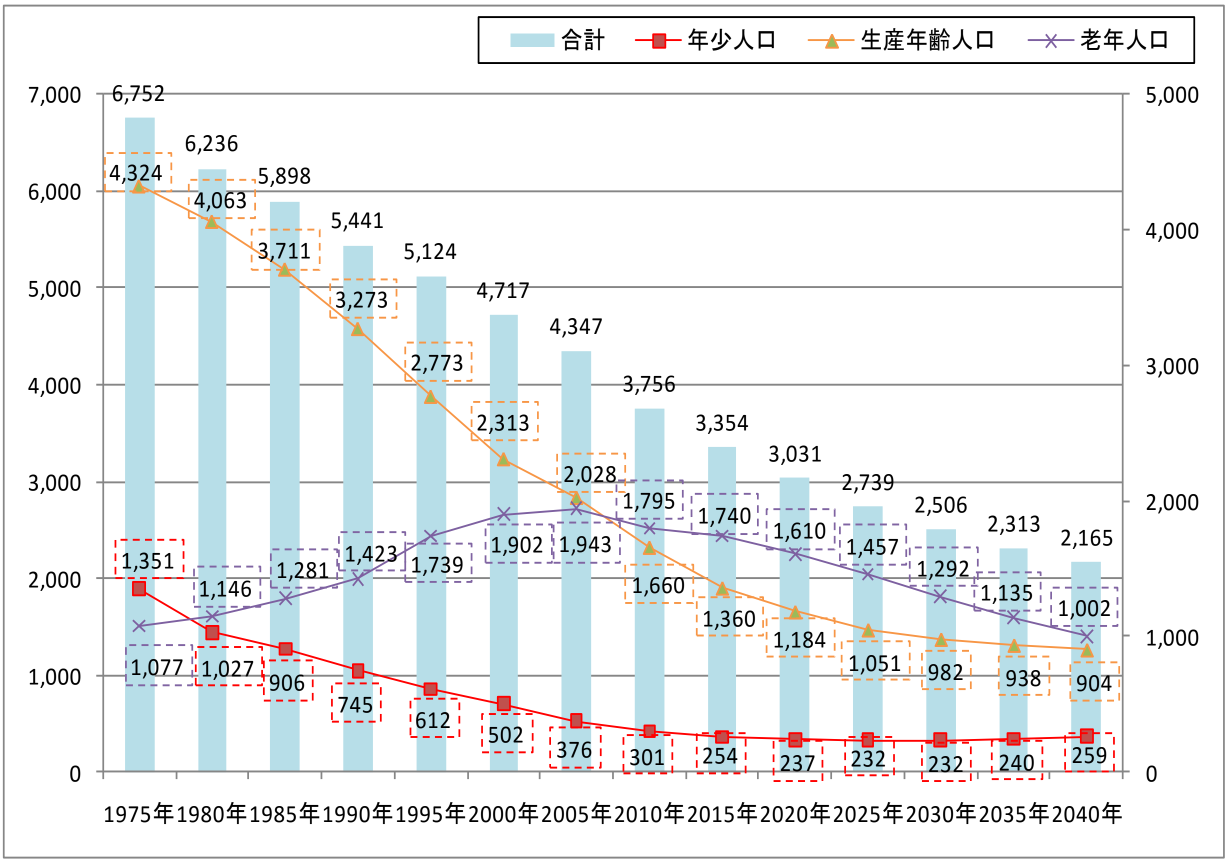

	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年	平成52年
年少人口割合(%)	20. 0%	16. 5%	15. 4%	13. 7%	11. 9%	10. 6%	8. 7%	8. 0%	7. 6%	7. 8%	8. 5%	9. 3%	10. 4%	12. 0%
生産年齢人口割合(%)	64. 0%	65. 2%	62. 9%	60. 2%	54. 1%	49. 0%	46. 7%	44. 2%	40. 5%	39. 1%	38. 4%	39. 2%	40. 5%	41. 8%
老年人口割合(%)	16. 0%	18. 4%	21. 7%	26. 2%	33. 9%	40. 3%	44. 7%	47. 8%	51. 9%	53. 1%	53. 2%	51. 6%	49. 1%	46. 3%

出所：「東栄町人口ビジョン」

表の単位は（人）で、左側縦軸は合計人口、右側縦軸は年少人口、生産年齢人口、老年人口の目盛です。

2．財政状況

（1）歳入の推移

平成 20 年度からの普通会計の歳入の状況は以下のとおりです。

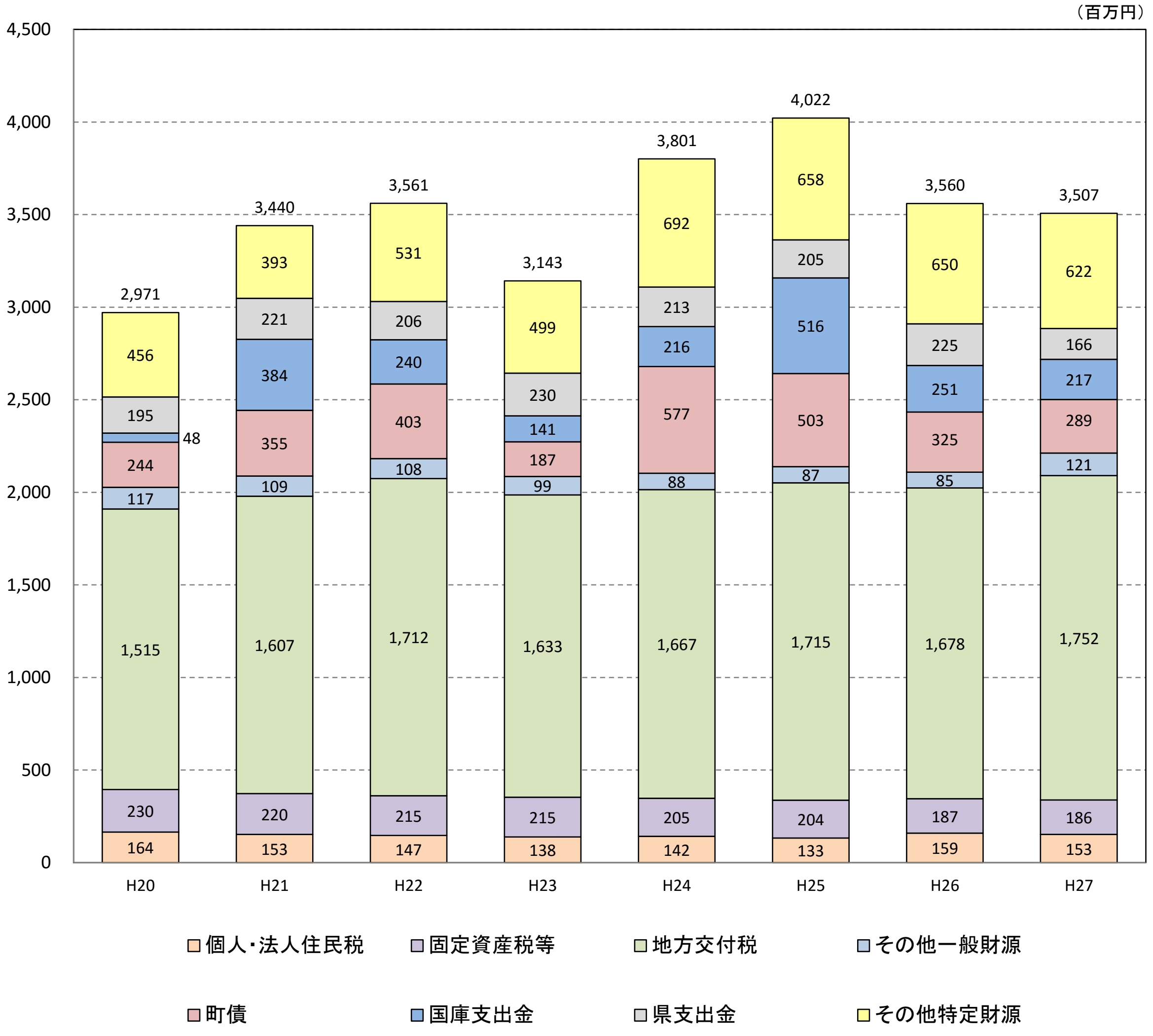

大規模事業の実施に伴う国庫支出金、県支出金及び町債等の増加により、歳入総額が膨らんだ年もありますが、そうした一時的な歳入の増加分を除けば、概ね 30 億円前後で推移しています。

自主財源である町税に大きな変化はないものの、人口減少、過疎化・高齢化により減少傾向にあります。また、歳入の約 50%を地方交付税が占める状態が続いていることから、依然として依存財源による厳しい財政状況となっています。

（２）歳出の推移

平成 20 年度からの普通会計の歳出の状況は以下のとおりです。

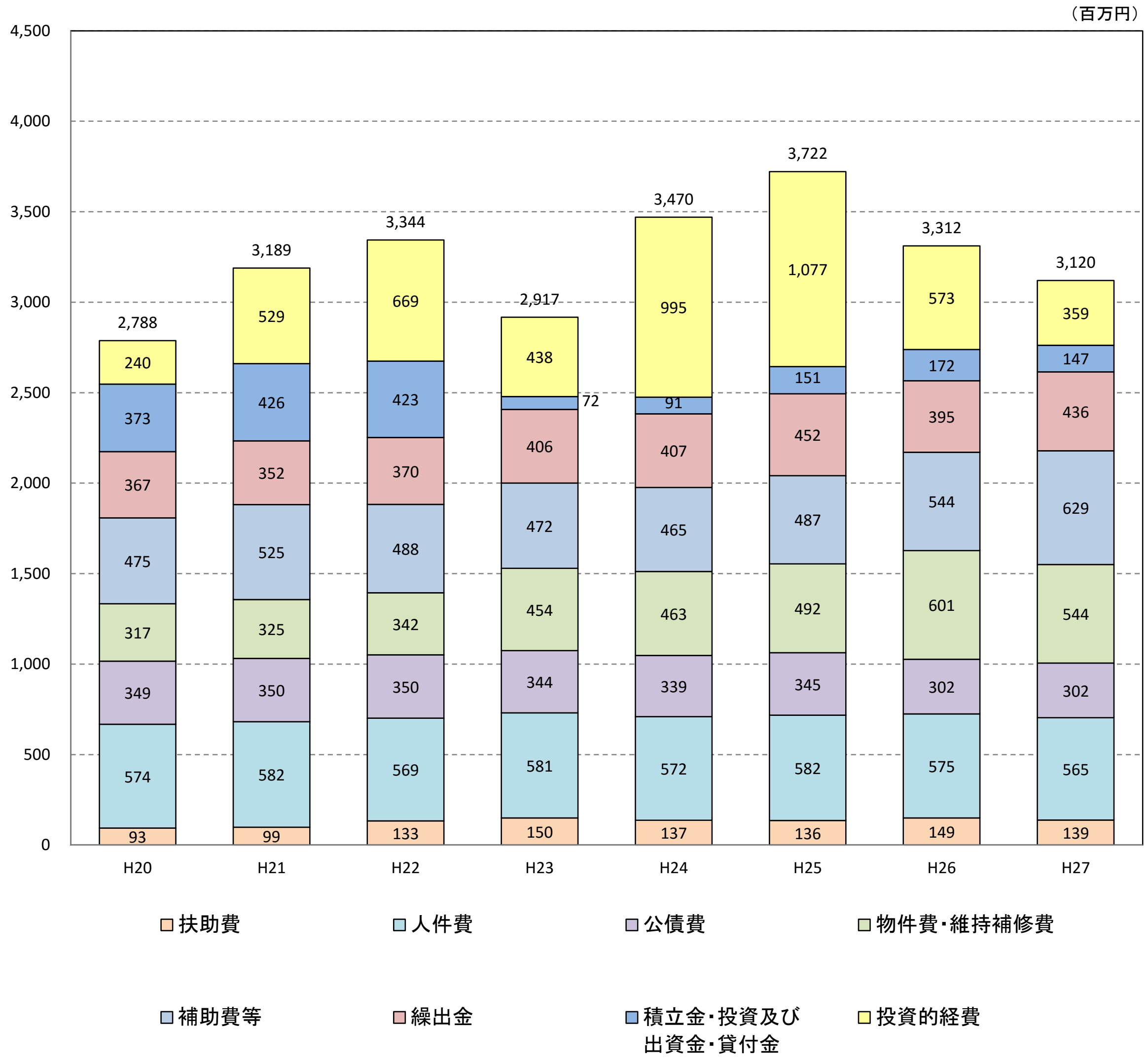

主として高齢化に伴い扶助費が増加傾向にありますが、人件費及び地方債発行の抑制により義務的経費に大きな変化はありません。

多様化するニーズと高度化・複雑化する住民サービスへ対応するため、委託費等の物件費が年々増加しており、また、簡易水道施設の更新及び病院運営への繰出金も増加傾向にあります。

自主財源に乏しく、地方交付税等に依存している歳入状況と、多様化、複雑化、高度化していく住民サービスに対応するための負担の増加が見込まれる状況において、今後、公共施設の更新及び長寿命化を図るには、統合・廃止・複合といった最適化、適正化により、必要な施設を特定し、限られた財源を有効的かつ効果的に配分するなどの抜本的見直しが必要となります。

（３）主な財政指標の状況

出所：総務省「地方公共団体の主要財政指標一覧」より

■財政力指数

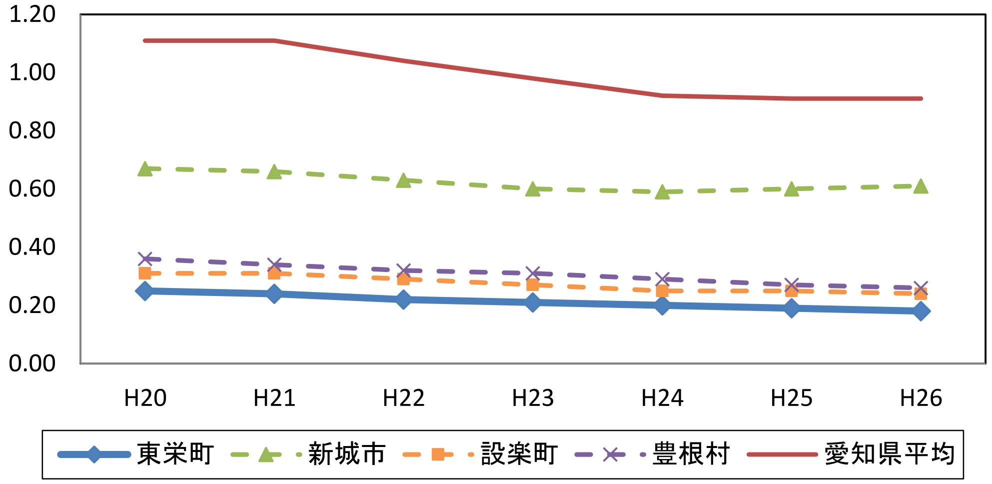

財政力指数とは、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去３年間の平均値です。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえます。当町においては、愛知県平均及び近隣団体の水準を下回っています。

■経常収支比率

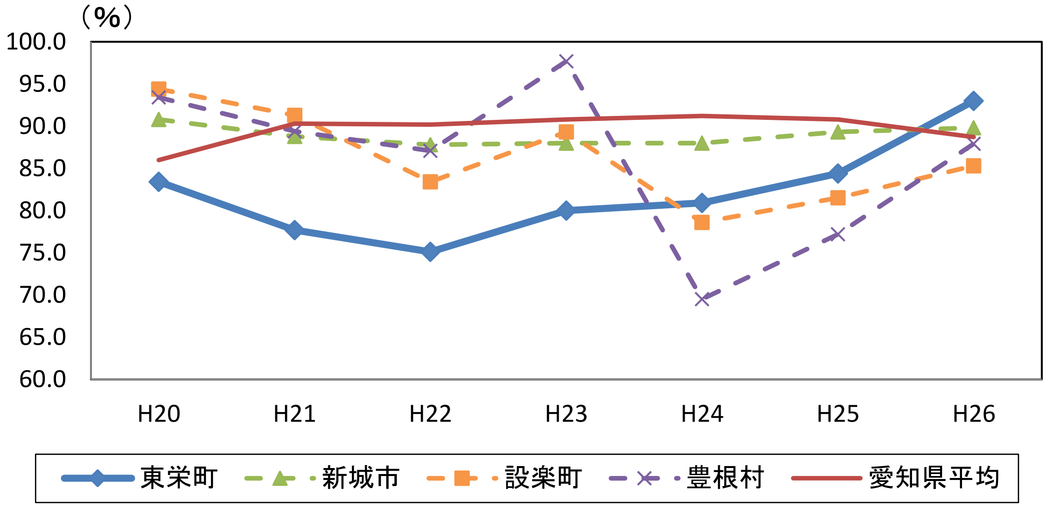

経常収支比率とは、地方税、地方交付税のように使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当されたものが占める割合です。経常収支比率が高いほど、財政が硬直化しているといえます。当町においては、比率が増加傾向にあります。

■実質公債費比率

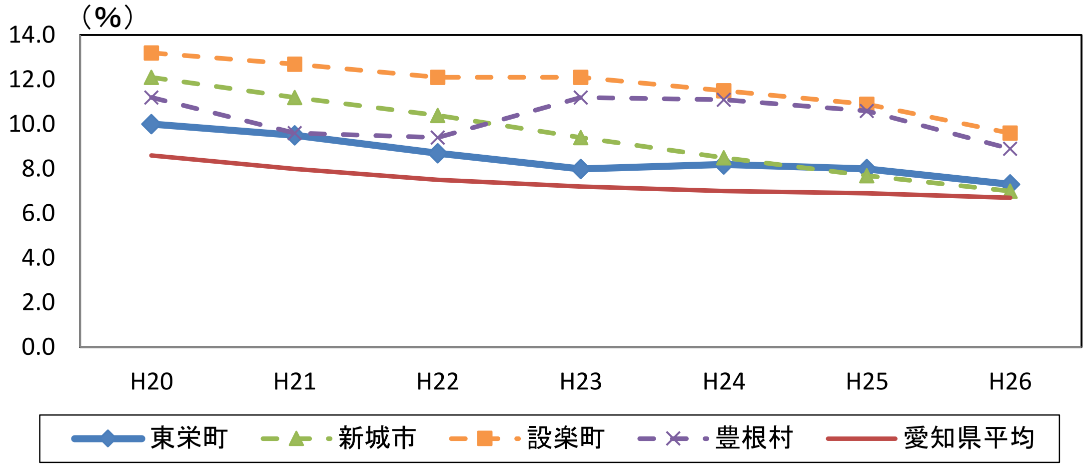

実質公債費比率とは、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の過去３年間の平均値です。実質公債費比率が高いほど、財政が公債費等に拘束されているといえます。当町においては、愛知県平均及び近隣団体とほぼ同様の水準にあります。

■将来負担比率

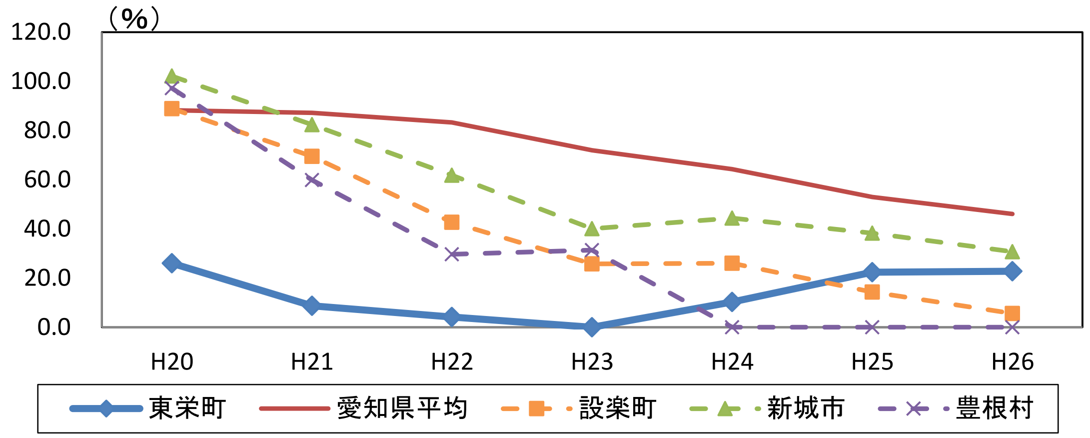

将来負担比率とは、出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標です。当町においては、愛知県平均を下回っているものの、近年の大規模事業による町債の発行により比率は増加傾向にあります。

３．公共施設等の現況

（１）築年別の公共建築物の整備状況

本町では、過去から継続的に施設の整備を実施しており、旧耐震基準であった昭和56年以前の公共建築物の割合が 54.3%、新耐震基準（昭和 57 年以降）の同割合が 45.7%となっています。

築年別に見ると、昭和 40 年代後半から昭和 50 年代に整備された施設が比較的多くあり、東栄中学校、山村開発センター（産業会館）、東栄病院、東栄グリーンハウス、Ｂ＆Ｇ海洋センターなど、規模の大きい施設が挙げられます。なお、旧本郷校舎（本館）、とうえい健康の館（旧東雲寮）などは、他団体からの払下げや譲渡により取得した施設ですが、同年代に整備された施設として挙げられます。

また、近年では、東栄小学校、学校給食共同調理場を整備しています。

■年度別区分別延床面積（㎡）

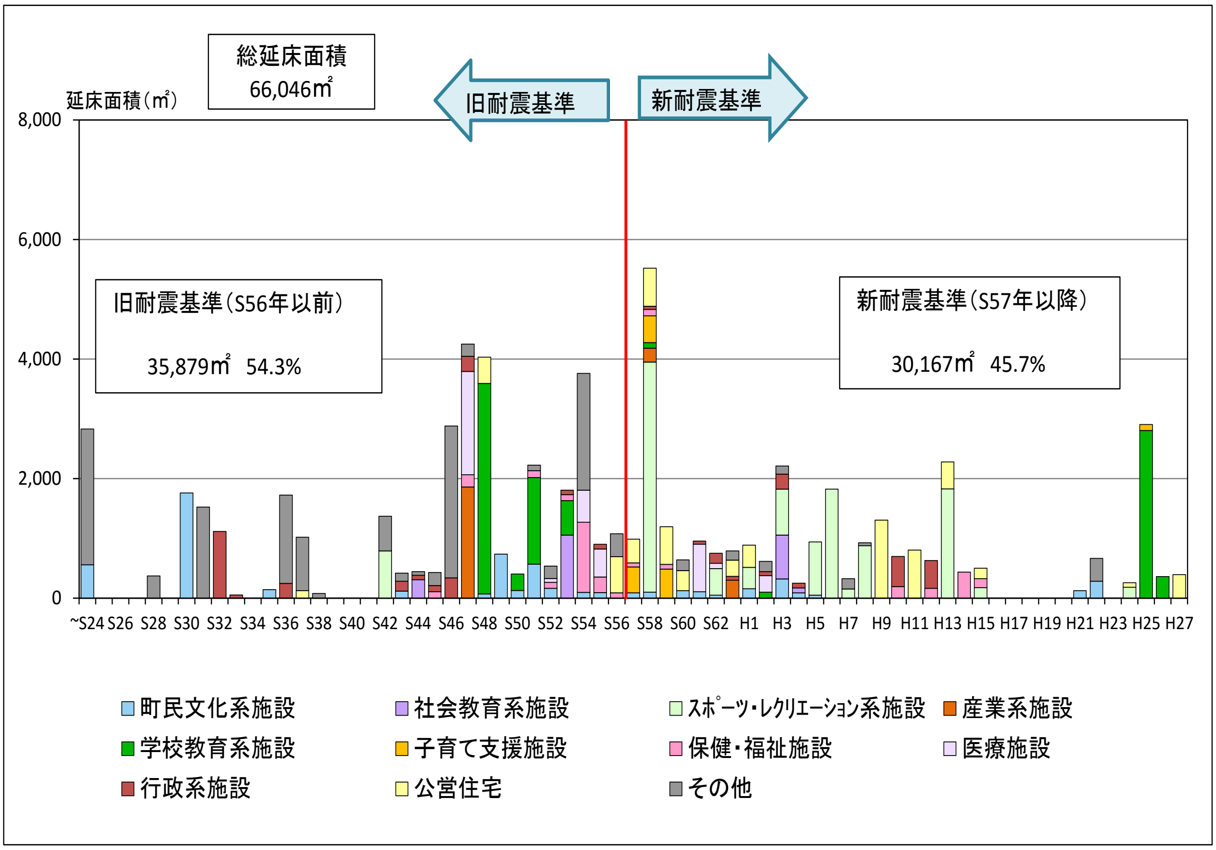

（２）耐震化の状況

本町では、前述のとおり、旧耐震基準時に整備した公共建築物の割合が全体の 54.3%を占めており、そのうち耐震化が未実施の割合が全体の 38.6%となっています。

主な公共建築物をみると、役場庁舎、東栄病院、花祭会館、山村開発センター（産業会館）、高齢者生産活動センター等の耐震化が未実施となっています。

■耐震化状況

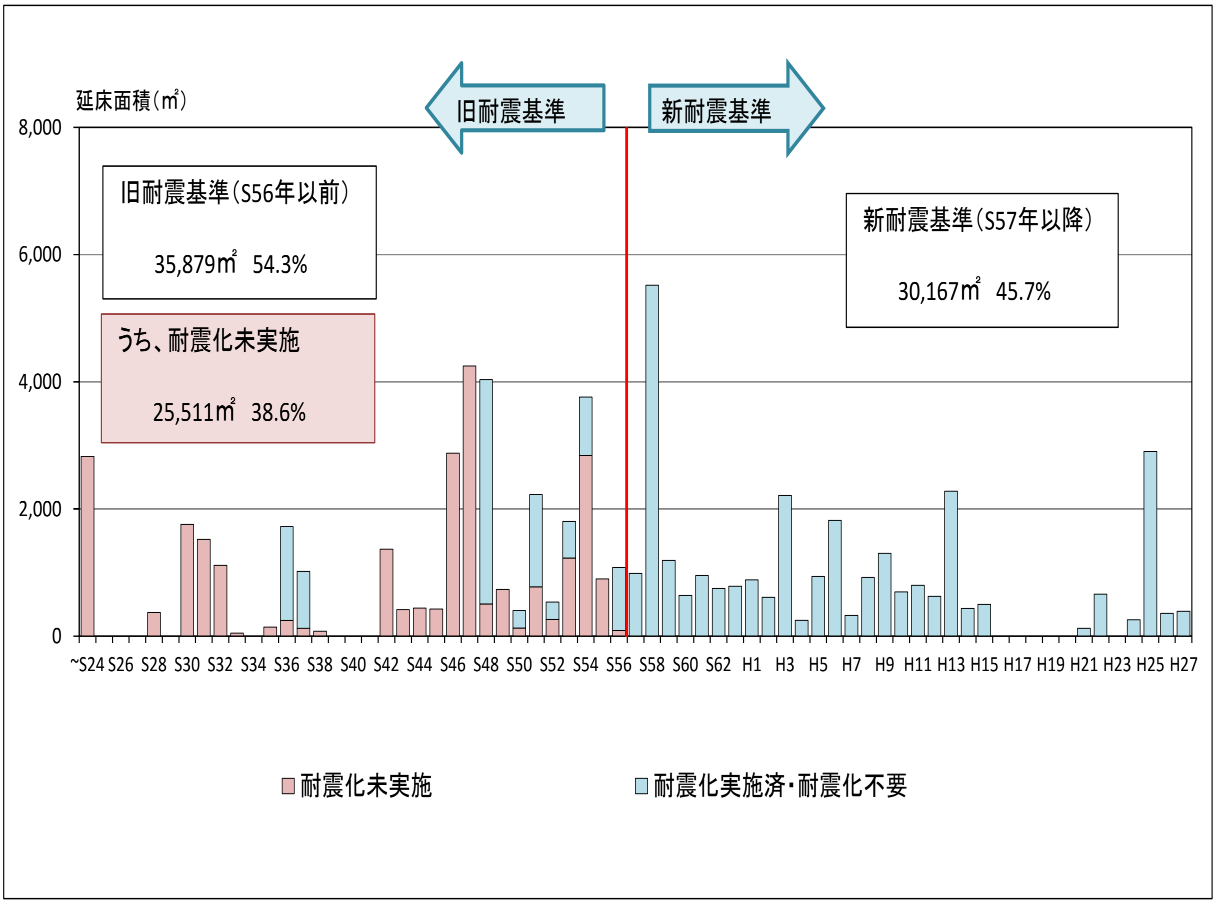

（３）類型別保有状況

本町の公共施設の延床面積を大分類別にみると、その他（東栄町斎苑、東栄病院（職員用住宅）、旧東栄小学校、旧本郷校舎（本館）等）が 21.5％と一番多く、次いでスポーツ・レクリエーション系施設（高齢者いきいき健康増進施設、東栄グリーンハウス、屋根付多目的広場、Ｂ＆Ｇ海洋センター等）が 18.4％、学校教育系施設（東栄中学校、東栄小学校、学校給食共同調理場）が 13.9％、公営住宅（金紫住宅、中設楽ハイツ、平井住宅、上大林住宅、奈根住宅、橋川住宅等）が 10.6％となっています。

■類型別保有割合

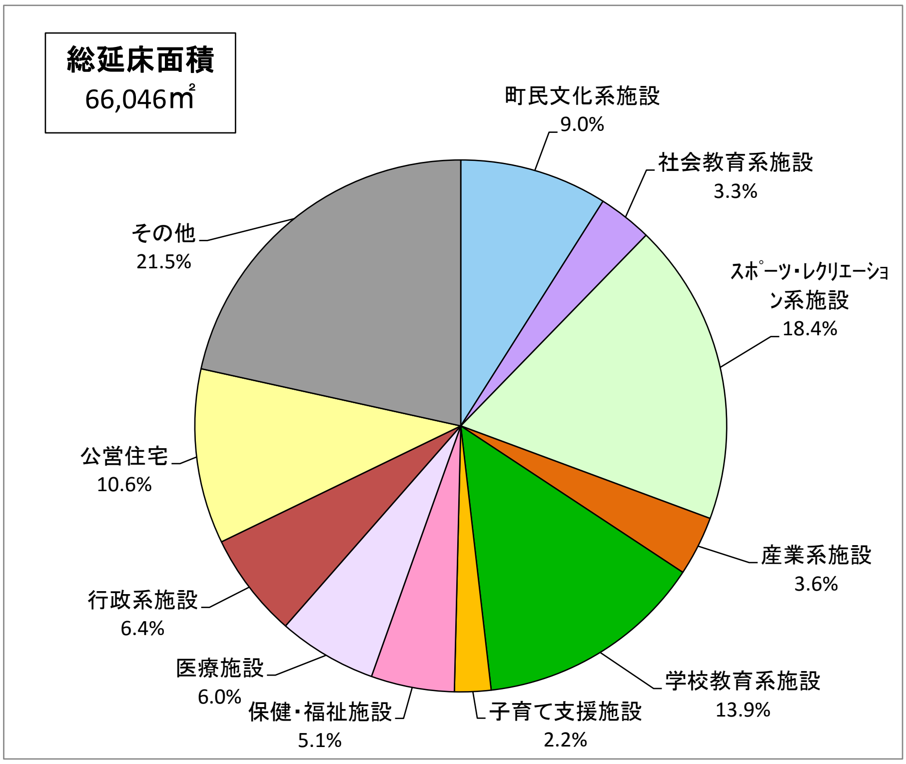

４．将来の施設更新費用

（１）公共建築物

　現在本町が保有する公共建築物を、耐用年数経過後に同じ規模（延床面積）で更新すると仮定した場合、今後 40 年間の更新費用の総額は 328.4 億円となり、試算期間における年平均費用は 8.2 億円となります。

　一方、過去５年間（平成 23 年度～27 年度）の公共施設の整備に要した投資的経費（既存更新分＋新規整備分）の平均は、年 2.1 億円※となっており、直近の投資的経費の 3.9 倍の経費が今後必要という試算結果となります。特に、今後 10 年間（平成 28 年度～平成 37 年度）と平成 40 年代中頃に更新時期が集中し、１年間に多額の投資的経費が必要となります。

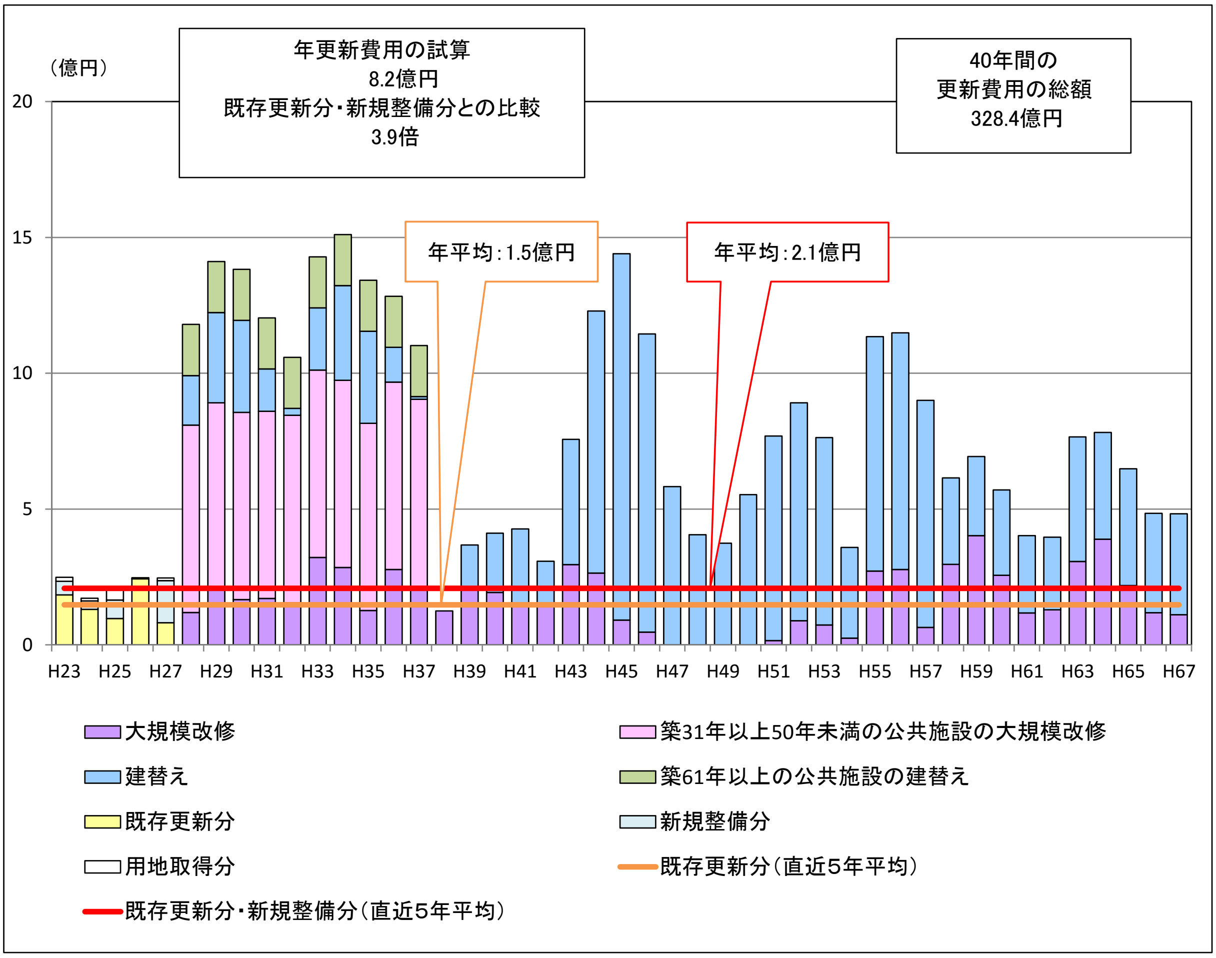

※同期間に実施した東栄小学校、学校給食共同調理場、放課後児童クラブの新規整備や、とうえい温泉、とうえい健康の館の更新については、金額が多額であり、また同期間に特に集中して実施した事業のため、平均投資的経費の計算上除外しています。

（２）公共建築物及びインフラ

（１）で見た公共建築物にインフラを加え、耐用年数経過後に同じ規模（延床面積、延長等）で更新すると仮定した場合、今後 40 年間の更新費用の総額は 609.9 億円で、試算期間における年平均費用は 15.2 億円となります。

一方、過去５年間（平成 23 年度～27 年度）の公共施設の整備に要した投資的経費（既存更新分＋新規整備分）の平均は、年 5.6 億円となっており、直近の投資的経費の 2.7 倍の経費が今後必要という試算結果となります。

更新費用を年度別でみても、殆どの年度でこれまでの直近５年間の投資的経費の平均を超過することとなるため、すべての公共施設及びインフラを維持・更新することを前提とすれば、これまで以上の投資的経費が必要となります。特に、今後 10 年間（平成 28 年度～平成 37 年度）と平成 40 年代中頃に更新時期が集中し、１年間に多額の投資的経費が必要となります。

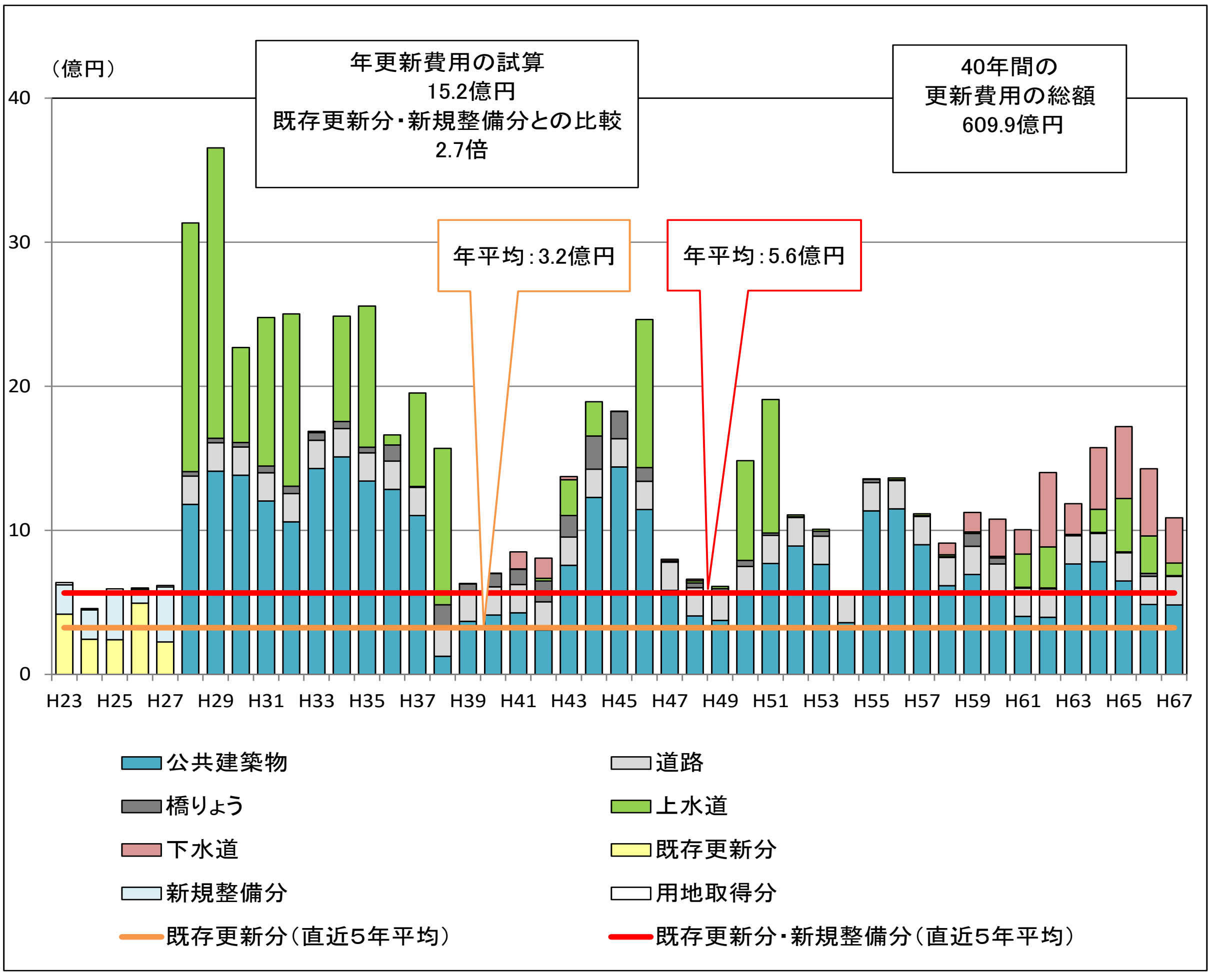

第３章　公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

１．現状や課題に関する基本認識

（１）公共施設に対する町民ニーズの変化に即した活用

人口ビジョンにおける将来展望人口推計では、人口は今後も減少し続け、平成 47 年には 2,313 人程度と、現在の約３分の２になるとされています。

急速に進む人口減少や少子高齢化とともに、公共施設に対する町民ニーズも変化していくことが予想されるため、施設利用率の推移等をみながら町民ニーズを的確に把握する必要があります。また、受益者負担のある施設については、採算性と行政サービスの水準を関連させて施設のあり方を検討していく必要があります。

過去に統合や廃止を行ったことにより、現在利用されていない施設については、利活用の可能性や残していく必要性を明確にした上で、施設の役割と管理方法を具体的に検討していく必要があります。

（２）公共施設の老朽化と安全対策

本町の施設は、昭和 40 年代から昭和 50 年代に整備されたものが多く、現在では老朽化が進んでいます。これまでに大きな事故等は発生していないものの、老朽化には早い段階での対応が重要となります。

被害後の復旧には短期間に多額の費用が必要となることから、費用を平準化し過度な負担を減らすと共に、安全性を確保する予防保全の意識とそれを実行できる体制を整備していく必要があります。

また、昭和 56 年以前の旧耐震基準時代に整備され、現在耐震化が未実施の施設も多くあることから、利用状況や今後の利用方針を踏まえ、対応を検討していくことが必要です。

道路、橋りょう、下水道等といったインフラ施設についても老朽化対策を講じていく必要があります。

（３）公共施設の維持・更新にかけられる費用の限界

前述の財政状況において示したように、自主財源に乏しい本町では、財源の配分は極力特定していかなければならない状況にあります。

公共施設のあり方について抜本的な見直しによる削減を検討していかなければならないものの、残すべき施設を維持・更新していくために必要な財源を確保しなければなりません。今後は、施設の維持・更新に必要な費用を概ね次の３つに区分し、総合的な費用の縮減と必要額の確保に努めなければなりません。

➢施設の継続により長寿命化対策としての更新・維持管理に要する費用

➢建替え（集約化）に要する費用

➢未利用施設の解体費用

道路、橋りょう、下水道等のインフラを含め、人口減少下における維持管理費用の節減・抑制と定住施策等を総合的に勘案した、町内全域の公共施設等のあり方、集約化に対する方針を策定する必要があります。

２．計画期間

本町の公共施設等は、耐震化や更新が未実施の施設が多く、早急な対応が必要とされます。また、更新費用の推計結果からは、平成 29 年から更新のピークを迎えることがわかります。従って、本計画の計画期間は、今後の更新のピークを含めた向こう 20 年の期間で設定します。

この期間を２つに区分し、当面の課題に対応する 10 年と、将来の人口や財政の見通し等を基にした長期的な視点により検討する 10 年に分けて位置付けます。

（計画期間）

平成 29 年度から平成 48 年度（20 年間）

３．公共施設等の管理に関する基本方針

人口減少、少子高齢化、費用の縮減といった将来に向けて、今後の本町の公共施設等のあり方については、平成 28 年３月に策定した第６次東栄町総合計画において示したまちづくりの方向性や基本構想、基本目標に沿って検討することになります。そこで、本町が将来にわたって持続的に発展するために、公共施設等の管理に関する基本方針を次のように定めることとします。

（１）事業の選択と集中による公共施設の有効活用

行政の本来的な役割や費用対効果を見極め、既存事業の見直しを行い、ニーズの低下傾向にある事業についての縮小・廃止を検討しつつ、それに伴う既存施設の統廃合・複合化等を実施していきます。

これにより本町の持続発展に必要な事業及び施設への戦略的投資を重点的に行うことができるようになります。

町民が担うことのできる事業と行政でなければできない事業とを明確にし、町民への委嘱や民間の活用可能性について検討します。また、公共施設の維持管理についても民間活力の導入を図っていきます。

（２）安全・安心な暮らしと、定住を促進するまちづくりに資する公共施設

本町が基本目標として掲げる「安心・安全に暮らせるまちづくり」と、「定住・交流を支えるまちづくり」の達成には、町民ニーズに合致した行政サービスと安心かつ安全に利用できる施設の提供が必要となるため、住みよいまちづくりの土台となる公共施設の運営と管理の更なる適正化を目指します。

４．公共施設等の管理に関する実施方針

公共施設等の管理に関する基本方針に基づき、具体的な実施方針を定めます。

（１）統合や廃止の推進方針

限られた財源で必要な公共サービスを提供していくためには、公共施設の再編（統廃合、複合化、多機能化等）による保有量の適正化を図ることは避けられません。既存事業について、利用者の意見も聞きながら見直しを行い、ニーズの低下傾向にある事業の縮小・廃止を検討し、関連する施設の再編を行うこととします。また、必要な施設であっても、新設・更新の際には、原則として既存施設の再編を前提に検討します。再編にあたっては、近隣市町村との連携を含め、広域的な視点を持って施設のあり方について検討します。

なお、公共施設の再編や維持管理・運営については、民間活力の導入による事業化も視野に入れた取り組みを検討していきます。

また、現在未利用の施設や今後の再編により未利用となる施設については、解体を視野に入れ、コストの削減に努めます。

（２）耐震化の実施方針

耐震化が未実施の施設については、現在の利用状況や今後の利用方針を踏まえ、優先順位を定め、耐震性の確保に努めます。

道路、橋りょう、下水道等をはじめとするインフラ施設についても耐震化の検討を進めていきます。

（３）点検・診断等の実施方針

建築基準法に基づく「法定点検」、「施設管理者による定期点検、安全点検」の基準を設け、利用者の安心・安全の確保を図ります。「施設管理者による定期点検、安全点検」については、実施方法等のルールを明確にし、施設管理者が効率的に施設の点検を実施できるよう、点検項目や確認ポイント等をまとめた「施設点検マニュアル」を整備し、点検を実施していきます。

また、施設の規模や用途に応じた劣化度調査を定期的に行い、危険箇所の早期把握に努めます。

（4）維持管理・長寿命化の実施方針

点検や診断結果、修繕の履歴を蓄積し管理する仕組みを構築します。これにより、公共施設等の状態を常時把握することができ、また、劣化の予測もできるようになります。

今後は、予防保全の観点からライフサイクルコストを最小限に抑え、長期にわたって良好な状態で施設を提供できるよう維持管理に努めていきます。

施設の更新時には、その後の町民ニーズへ柔軟に対応するため、用途変更を行いやすくするなど、設計段階からの工夫に努めます。

インフラ施設については、各省庁が策定するインフラ長寿命化計画に倣い、適切な維持管理・修繕・更新等を実施していきます。

（5）安全確保の実施方針

点検等により危険性が高いと判断された場合には、緊急に修繕を実施する等、必要な措置を講じます。安全確保が難しく今後の施設の維持が困難と認められる場合には、町民の安全確保を優先し、供用廃止等の対策を講じます。

（6）計画を実現するための体制の構築及び情報管理・共有方策

本計画の推進にあたっては、総務課が総括的な部局となり施設マネジメント及び計画の進捗管理を行います。なお、必要に応じて各施設管理部署との横断的な調整機能を発揮するプロジェクト・チームの組成も検討します。

また、施設マネジメントに関する情報は、全庁的に共有し運用することが重要であり、固定資産台帳データ等との整合を図ったマネジメントシステムの構築も視野に入れ、情報の一元管理を図ります。

このような体制を整備した後も計画を確実に遂行するためには、庁内各職員の本計画への十分な理解が不可欠なため、研修会等を通じた職員への啓発及び施設のあり方や意識の向上に努めます。

本計画が庁内だけの取り組みとならないよう住民への情報提供と意見聴取を積極的に行い、住民との相互理解のもと、計画を推進していきます。

第４章　施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

１．町民文化系施設

（１）現状や課題に関する基本認識

町民文化系施設である集会所等は、町内各所に設置されており、町民活動の拠点とも言える施設です。

既存の集会所等は 30 施設あり、そのうち約９割が耐用年数を経過しており、そのうち約７割が高度経済成長期からバブル期を含む安定成長期に建築されているため、耐用年数が経過し現在では老朽化が進行しています。中でも、新耐震基準が導入された昭和 56 年以前に建築された 17 施設については、耐震診断が実施できていません。

今後の老朽化対策及び耐震化対策については、施設の利用者数及び利用頻度を調査し、施設のあり方を検討した上で実施する必要があります。

（２）管理に関する基本的な考え方

町民文化系施設は、各地区における町民活動の拠点となる施設であることから、再編については、利用者数及び利用頻度、地区の実情等を考慮して検討していきます。

なお、耐震化が未実施の施設については、既存施設の再編を前提に、優先順位を定めた上で耐震化を実施していくこととします。

２．社会教育系施設

（１）現状や課題に関する基本認識

社会教育系施設としては、「花祭り」に関する写真、映像資料及び祭具等を展示している花祭会館を始め、４施設を設置しています。

新耐震基準が導入された昭和 56 年以前に建築された施設が、花祭会館を含め２施設あり、これらの施設については耐震診断が実施できていません。耐震化や老朽化に対する改修及び修繕等の維持管理には、今後相応のコストが発生することが見込まれます

また、施設の劣化状況は、各職員が適宜把握することとしていますが、把握する方法や点検する項目については具体的な方法が定められていません。

（２）管理に関する基本的な考え方

今後の老朽化対策及び耐震化対策については、施設の利用者数及び利用頻度を調査・分析し、施設のあり方を検討した上で実施していきます。劣化状況の把握についても方法や点検項目を定め、統一的な基準により実施できる体制づくりを検討します。

３．スポーツ・レクリエーション系施設

（１）現状や課題に関する基本認識

スポーツ施設は３施設、保養施設は 12 施設を設置しており、これらは建築年度が比較的新しい施設となっています。しかし、千代姫荘や森林体験交流センターについては、町外からの利用者がいる中で、老朽化が進んでおり、近年では利用者が伸び悩んでいます。

一部の保養施設は町民の雇用先となっている重要な施設であるため、修繕及び改修については、町全体の経済及び観光戦略の観点からの検討が必要となっています。

（２）管理に関する基本的な考え方

施設維持に係るライフサイクルコストを最小限に抑え、良好な状態で長期にわたって使用できるよう長寿命化を図ります。保養施設の修繕・改修については、今後の観光戦略などを踏まえて検討していきます。

なお、老朽化が進み、現在その目的に供しておらず、今後も使用の計画が定まっていない施設については、廃止に向けた検討をしていきます。

４．産業系施設

（１）現状や課題に関する基本認識

産業系施設は、産業会館を始め３施設を設置しています。各施設とも老朽化が進んでおり、産業会館については昭和 47 年に建築された建物であり、新耐震基準を満たしておらず、耐震改修が実施できていません。また、林業センターについては、耐用年数を経過しており、雨漏り等不良部分が表面化し老朽化が進んでいます。

今後は、施設のあり方を検討した上で利用方針を定め、老朽化対策及び耐震化対策の実施について検討する必要があります。

（２）管理に関する基本的な考え方

今後の老朽化対策及び耐震化対策については、施設の利用者数の把握と分析及び入居団体と調整を図り、廃止も視野に入れた施設のあり方を検討していきます。

指定管理者を設置している施設については、長期的な視点で施設のあり方、安全性と経費負担を考慮し指定管理者とも引き続き協議していきます。

また、全体的には活用されておらず、一部の使用に留まっているような施設については、用途を変更し、民間団体への貸与、譲渡を視野に入れつつ、耐震化を踏まえた施設のあり方を検討していきます。

５．学校教育系施設

（１）現状や課題に関する基本認識

東栄中学校については、建築年度が昭和 40 年後半と古く、耐震化は実施済みですが、老朽化が進んでいます。

東栄小学校については、平成 25 年度に開校した新しい施設のため、大規模な修繕等は発生していませんが、今後は計画的に施設管理を行っていく必要があります。

（２）管理に関する基本的な考え方

学校教育系施設は、適切な維持管理に努め、長寿命化を図る方針とします。文部科学省より、「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」が発出されており、これを参考に長寿命化実施計画を作成することを検討します。また、点検・維持管理等の記録方法について検討していきます。

６．子育て支援施設

（１）現状や課題に関する基本認識

子育て支援施設としては、保育園が２園と子育て支援センター及び放課後児童クラブの２施設を設置しています。耐震化対策は実施していますが、うち保育園を含む３施設は、建築年度から 30 年以上経過しており、老朽化が進んでいます。

（２）管理に関する基本的な考え方

老朽化対策として修繕を行う必要があるため、修繕計画の策定を検討していきます。また、点検・維持管理等の記録方法についても検討していきます。

現在２園設置している保育園については、今後の園児数の推移と運営コスト等を勘案し、統合を視野に入れた検討をしていきます。また子育て支援センターについては、保育所の隣接地にあることが望ましいこともあり、保育園との複合化についても検討をしていきます。

７．保健・福祉施設

（１）現状や課題に関する基本認識

町内には老人憩いの家を 11 施設設置していますが、昭和 50 年代に建築されたものが多く、老朽化が進んでおり、今後は、長寿命化に係る維持管理費用が増大していくことが予想されます。

なお、設置目的上、保健・福祉施設としていますが、現状は集会所として利用されているものもあることから、施設の位置付けを明確にしていくとともに、人口推移や利用率等を分析し、類似施設との統合及び廃止を検討していく必要があります。

また、東藺目ふれあいプラザ、食生活支援センター、介護予防等拠点施設結の里などの耐用年数を経過していない施設については、空きスペースの有効活用や他の施設の機能を複合化させるなどの効率化を図っていく必要があります。

（２）管理に関する基本的な考え方

老朽化対策として修繕を行っていく必要があるため、修繕計画の策定を検討していきます。また、点検・維持管理等の記録方法についても検討していきます。

比較的新しい施設については、更なる利用率向上のための施策を検討していきます。

８．医療施設

（１）現状や課題に関する基本認識

東栄病院の本館は、昭和 47 年に建築されており、建設後 40 年以上経過しています。そのため、老朽化が進んでおり、施設の建替を計画しています。そのような中で、必要な設備・機器類の導入、建替までの修繕費用及び法定点検に基づいた施設の修繕費用について検討していく必要があります。

また、移転となった場合には、旧施設の処分方法についても、検討する必要があります。

（２）管理に関する基本的な考え方

建替を計画している中で、設備・機器類の導入、建替までの修繕費用及び経営方針については、「東栄病院改革プラン」に従い実施していきます。

９．行政系施設

（１）現状や課題に関する基本認識

本庁舎・分庁舎は、耐用年数を経過し老朽化が進んでいるため、雨漏りや老朽化した階段など危険性の高い設備への安全対策が必要な状況であり、修繕又は撤去等にかかるコストが多額に発生することが考えられます。

また、本庁舎・分庁舎は、耐震改修が必要な状況ですが、現在まで実施されていません。

新城消防署東栄分署については、建築後 17 年が経過しているため、今後施設を維持するにあたり、大規模修繕が必要となってきます。その修繕費用は本町が負担することとなっているため、計画的に実施していく必要があります。

消防団詰所は、耐用年数を経過しているものが多く、また、分団統合や地区別団員数の減少によりこれまでにも解体・撤去を実施していますが、団員数は今後も減少することが予想されるため、維持管理の負担も踏まえ、規模に合った施設数と必要施設の更新を検討していく必要があります。

（２）管理に関する基本的な考え方

本庁舎・分庁舎については、点検及び修繕の記録化を図り、実績を基に今後の利用計画を検討していきます。

消防団詰所については、今後の団員減少と分団統合を踏まえた長期的計画における施設数の最適化及び必要施設の更新を検討していきます。

10. 公営住宅

（１）現状や課題に関する基本認識

特定公共賃貸住宅を除く大半の公営住宅が耐用年数を経過しています。木造の建築物が多くあり、財政負担を念頭に更新又は廃止を検討していく必要があります。

また、維持管理にあたっては、点検等の具体的な実施方法、記録方法のルールがないため、適切なルールの設定を検討する必要があります。

（２）管理に関する基本的な考え方

公営住宅に関しては、既に「公営住宅等維持修繕計画」（平成 26 年 2 月）及び「東栄町公営住宅等長寿命化計画」（平成 26 年 3 月）を策定しています。今後もこれらの計画に基づき、ライフサイクルコストの削減や定住促進の観点から、計画的に修繕や長寿命化の対策を行います。また、維持管理に関する具体的なルールを定めて運用していきます。

11. 簡易水道施設・下水道施設

（１）現状や課題に関する基本認識

簡易水道施設の多くは、耐用年数を経過しており、老朽化が進んでいます。ライフラインの安定化は、安心・安全な住民生活を営む上で特に重要な課題のため、今後の老朽化対策及び耐震化対策については、施設の稼働状況等の調査及び施設のあり方を踏まえた上で確実に実施していく必要があります。

（２）管理に関する基本的な考え方

老朽化対策及び耐震化対策については、施設に対する修繕計画を策定することを検討します。また、受益者が少人数化していく施設については、維持管理費の低減を踏まえた近隣施設との統合も検討していきます。

12. その他

（１）現状や課題に関する基本認識

火葬場（休憩棟、火葬棟、葬祭棟、霊柩車車庫）については、消防設備は法定点検を実施しています。施設自体の点検は適宜職員によるものとしていますが、頻度・点検項目等を定めたものはありません。現時点で廃止予定はありませんが、長寿命化計画も策定されていないため、施設としての更新又は修繕について計画の策定が必要となります。

展望施設については、法定点検の必要な施設ではありませんが、施設の状態を把握するためには、専門業者等による点検を行う必要があります。現時点で廃止予定はありませんが、長寿命化計画も策定されていないため、更新または修繕について計画の策定が必要となります。

地上波デジタル放送及びインターネット等の光ファイバー通信における本町の拠点施設として稼働している東栄サブセンターについては、簡易水道及び下水道と並ぶライフラインとして安定化が重要であるため、更新・修繕等の維持管理は特に適正に行う必要があります。センター内の電子機器だけでなく伝送路等についても耐用年数に応じた取替、更新及び故障等の修繕などが発生するため、施設の維持に係る支出への財源確保が必要となります。

旧小学校校舎等の普通財産については、外部団体及び地元住民が使用している又は利活用について計画を立てている施設がありますが、長期的利用計画はないため、維持管理、長寿命化及び耐震化については、廃止を踏まえ今後の利用方法の検討をしていく必要があります。

（２）管理に関する基本的な考え方

各施設とも廃止予定のない施設については長寿命化計画を策定し、計画的に更新・修繕等を行っていきます。

旧小学校校舎を始めとする普通財産については、今後発生する費用を踏まえ、長期的利用計画を策定するなかで長寿命化及び耐震化の必要性を検討していきます。また、現在利用していない施設や長期的利用の見通しが立たない施設については、廃止を念頭にコストの削減に向けた検討をしていきます。

13. 道路

（１）現状や課題に関する基本認識

町道については、現時点では廃止予定の路線はありませんが、未改良区間については今後の方針を検討する必要があります。

また、老朽化が進んでいるため、老朽化対策としての修繕費用及び点検に伴うコストが多額に発生する可能性があります。

（２）管理に関する基本的な考え方

町道の整備にあたっては、現地確認において把握した情報に基づいて安全確保の緊急性と財政状況を勘案し対応していきます。全体としては、維持管理に関するトータルコストの縮減を目指して、計画的に予防保全的な取り組みを行っていきます。

14. 橋りょう

（１）現状や課題に関する基本認識

本町には112橋の橋りょうがあり、平成26年度から毎年度１橋ずつ橋りょう補修工事を実施していますが、耐震改修は未実施の状況です。

長寿命化修繕計画に基づいて、引き続き計画的かつ適切な維持管理を実施していく必要があります。

（２）管理に関する基本的な考え方

今年度策定した「東栄町橋梁長寿命化修繕計画」に基づいて、耐震補強や更新・修繕等及び老朽化対策を進め、安全性の確保に努めていきます。

15. 簡易水道（管路施設）

（１）現状や課題に関する基本認識

管路延長は約 135ｋｍあり、町民にとって重要なライフラインです。

しかし、敷設後 20 年以上を経過した管路が数多く存在しており、施設の老朽化も著しく、漏水等が頻発しています。

今後、施設の更新及び修繕には多額の費用が発生することが予想されるため、中長期的な更新計画を策定し、更新、修繕の対象及び時期を検討していく必要があります。

（２）管理に関する基本的な考え方

中長期的な更新計画を策定し、計画に基づき順次更新及び修繕を実施していきます。

管路施設は人口動態に左右されにくいため、継続的に老朽管の更新及び修繕を実施していく予定ですが、集落人口の減少に対する施設規模の適正化についても検討していきます。

16. 下水道（管路施設）

（１）現状や課題に関する基本認識

管路延長は約 54ｋｍあり、機械類及び設備については定期的な点検を専門業者へ委託しています。常時稼働している機械類については、点検結果を基に予防保全の観点から今後の更新・修繕の見込みを把握しています。

全体的な更新に緊急性はないものの、一方でマンホールポンプ場などのポンプ設備は劣化が早いため、前述の点検及び基準により修繕又は更新を随時行っています。

また、管路施設において不明水の流入が多く見受けられ、処理施設に障害を及ぼす可能性が潜在していることから、当該原因の調査及び対策を検討する必要があります。

（２）管理に関する基本的な考え方

簡易水道施設と同様に中長期的な更新計画を策定し、計画に基づき順次更新及び修繕を実施していきます。

第５章　フォローアップの実施方針

本計画の進捗状況は、PLAN-DO-CHECK-ACTION の体制の整備により継続してフォローを行います。合わせて個別施設のあり方について、平成 32 年度までに個別施設計画（仮称）を作成することを目指します。

現在、本町では統一的な基準による地方公会計の導入と固定資産台帳整備を並行して進めています。平成 29 年度には、新しい会計制度の下で固定資産台帳の運用が開始され、減価償却費等を含むフルコストを把握することが可能となります。公共施設マネジメントを地方公会計制度に連動させることにより、公共施設等のより正確な実態を把握でき、本計画が一層推進されるものと考えています。

なお、国が定めた「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」により、公共施設等総合管理計画の策定において、計画の実効性を確保するため、施設数や延床面積、トータルコストの縮減等の数値目標を示すことが望ましいとされていますが、具体的な縮減数値の議論については、行政と住民の相互理解の下で行われるべきものと考え、本計画での数値目標の設定は見合わせています。

今後の個別施設計画の策定において、施設ごとに将来のあり方や必要性を具体的に議論・検討し、その中で縮減等の具体的な数値目標を設定するよう検討します。